

令和6年3月28日招集

第12回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第12回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター ホール

3. 出席委員 : (22名)

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 藪田 亨 | 3. 森田 聡 | 4. 民部 猛 | 5. 仲川 庸一 |
| 6. 細野 真二 | 7. 山田 隆生 | 8. 本間 隆 | 9. 土屋 七司 |
| 10. 忠野 佳純 | 11. 中川 義弘 | 12. 古屋野 勝 | 13. 北見 尚志 |
| 14. 佐々木 雅文 | 15. 池 克博 | 16. 西村 幸子 | 17. 本間 一寿 |
| 18. 金切 秀明 | 19. 大野 雄一郎 | 20. 西野 春彦 | 21. 渡邊 実 |
| 23. 佐々木 隆正 | 24. 金田 勝廣 | | |

4. 欠席委員 : (2名) 2. 渡邊 秀一 22. 久保 守

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について
- 議案第4号 非農地判断について
- 議案第5号 令和6年度佐渡市農業委員会事業計画について
- 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標設定等について
- 議案第7号 佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

- ① 遊休農地に関する利用意向調査に基づく農地中間管理機構への通知について
- ② 農地改良届の受理について
- ③ 農地法第18条の規定による通知について
- ④ 認定農業者について

2) 農地利用最適化活動の実施状況について

3) 令和5年度佐渡市農業委員会情報活動協議会会計監査報告について

4) 農業委員会事務局職員等の人事異動に係る専決処理について

5) JA推薦委員からの連絡事項等について

6) 会務報告・会務予定について

7) その他

- ① コンプライアンスの徹底について
- ② 「雇用就農資金」令和6年度第1回募集について

③中山間地の大規模農業も可能に

④一般社団法人について

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 計良 朋尚 次 長 木下 和重 係 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第12回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	三寒四温という言葉がありますが、今年見てみると、毎日が寒いという感じがしております。今日は、令和5年度の最後の総会となりますので、忌憚のないご意見を審議していただきたいと思います。よろしくお願いします。
局 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番渡邊秀一委員、22番久保委員の2名でございます。 ただ今の出席委員は、委員定数24名中、22名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、17番本間一寿委員、18番金切秀明委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。3月19日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	3月分の農地部会3月19日に開催しまして農地部会所掌案件について、審査をいたしました。その結果事務局より提示された議案について議案第3号以外について許可相当として総会に上程することといたしました。 なお、議案第3号については農地部会には提出がありませんでしたので、直接総会に上程するよう指示をいたしました。 また、現地確認につきましては、各担当委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上でございます。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法第3条の規定による許可申請」11件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の許可申請になります。議案書の2頁から4頁をご覧

	いただきたいと思います。今月 11 件、田 10 筆 21,987 m²、畑 15 筆 8,411 m²、合計 30,398 m²です。 案件番号 1 番、椿の方外 1 名から住吉の方に、住吉の田 2 筆 1,901 m²売買になります。3 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、椿の方外 1 名から住吉の方に、住吉の田 1 筆 1,000 m²売買になります。 3 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 3 番、新潟市の方から秋津の方に、原黒の田 2 筆 1,212 m²、畑 7 筆 2,723 m²、合計 3,935 m²売買になります。3 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 4 番、新潟市の方から相川上京町の方に、平清水の畑 2 筆 724 m²売買になります。2 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 5 番、埼玉県川越市の方から千種の方に、千種の田 1 筆 930 m²売買になります。3 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 6 番、新潟県三条市の方から新穂長畝の農地所有適格法人へ、田 2 筆 2,998 m²贈与になります。3 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 7 番、新穂皆川の方から宮川の方へ、関係は親子になります、田 2 筆 12,366 m²農地を引き継ぐということで、贈与となります。3 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 8 番、畑野の方から中原の方へ、畑野の畑 1 筆 438 m²売買になります。2 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 9 番、真野新町の方から真野新町の方に、真野新町の畑 1 筆 708 m²売買になります。3 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 10 番、北海道の方から羽茂上山田の方に、羽茂本郷と羽茂村山の田 1 筆 1,580 m²畑 3 筆 2,551 m²、合計 4,131 m²売買になります。3 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 11 番、上川茂の方から上川茂の方に、上川茂の畑 1 筆 1,267 m²売買になります。令和 5 年 12 月 21 日に現地確認をしました。 案件全て許可要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件 1 番から 3 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番から 3 番につきまして、3 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されておりまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりまして。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、案件 4 番、5 番について現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 4 番は 2 月 26 日に、案件番号 5 番は 3 月 22 日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。いずれも適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長	続いて、案件 6 番について現地調査を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
1 8 金切 秀明	案件番号 6 番につきまして、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局にて現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議の方ほどよろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 7 番について現地調査を行った 3 番森田委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件番号 7 番につきまして、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認をしました。現地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議の方ほどよろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号 8 番につきまして、2 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 9 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件番号 10 番につきまして、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認をしました。現地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議の方ほどよろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 10 番について現地調査を行った 19 番大野委員から報告をお願いします。
1 9 大野雄一郎	案件番号 10 番につきまして、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしてございました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	最後に、案件 11 番について現地調査を行った 15 番池委員から報告をお願いします。
1 5 池 克博	案件番号 11 番につきまして、昨年 12 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地については適正に管理がなされており農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可要件を満たしています。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

議 長 一 同 議 長	(意見、質問なし) ご質問等がないようですので、案件 1 番から 11 番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。 異議なし。
事務局	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」11 件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。 それでは 5 頁をご覧ください。農地法 5 条申請 4 件、田 3 筆 2,118 m²、畑 1 筆 332 m²、合計 4 筆 2,520 m²です。 案件番号 1 番です。譲受人が長木の会社、譲渡人が八幡町の方です。申請地は東大通の田 358 m²、所有権の移転売買です。変更目的は、建売住宅 2 棟の建築です。申請地選定理由は、申請地の周辺は宅地であり、商業地に近く便利な場所であるため、住宅の需要が見込まれるので建売住宅 2 棟を建築したいものです。所在地の場所は、県道妙照寺・佐和田線沿いの鍛冶町交差点から南に約 110m に位置しています。市街地の中にある宅地が連担する区域にある農地で、第 3 種農地に該当しますので、立地基準は問題ありません。また、一般基準の転用実現性においても、自己資金でまかなえるため問題なく、汚水は公共下水道へ排出するため、周辺農地への影響もないと思われ、許可基準を満たしております。 続きまして案件番号 2 番です。譲受人が佐渡市、譲渡人が二宮の方です。申請地は、二宮の田 1,772 m²、期間が令和 6 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで 3 年間の農振農用地区域内の一時転用です。賃借権の設定となります。申請目的が、橋梁架け替え工事のための仮設橋梁仮設道路を設置したいものです。場所は、妙照寺・佐和田線の東大通交差点信号から北西に約 2,500m 地点位置しています。申請地は農振農用地であり、この申請は仮設の道路であり、当該目的を達成するために、当該地の他に道路を設置することができる場所はなく、やむを得ないものと判断します。また、一般基準の転用実現性においても、自己資金でまかない、汚水を排出しないため周辺農地に影響もなく、問題ありません。許可基準を満たしております。 続きまして、案件番号 3 番です。譲受人が佐渡市、譲渡人が石田の方です。申請地は二宮の田 455 m²の内 58 m²、期間が令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間の農振農用地区域内の一時転用、賃借権の設定となります。申請の目的が、橋梁架け替え工事のための仮設橋梁への仮設道路を設置したいものです。申請地は、妙照寺・佐和田線の東大通交差点信号から北西に約 2,500m に位置しています。申請地周辺は、農振農用地であり、この申請は仮設の道路であり、当該目的を達成するためには当該地の他に道路を設置できる場所がなく、やむを得ないものと判断します。また、一般基準の転用実現性においても、自己資金でまかなえ、汚水を排出しないため周辺農地の影響もなく、問題ありません。許可基準を満たしております。 続きまして、案件番号 4 番です。譲受人が両津湊の会社、譲渡人が下横山の方です。申請地は、泉の畑 332 m²、所有権移転売買です。変更目的は駐車場の設置です。申請理由は、隣接の土地にて宿泊業を予定しており、お客様や従業員用の駐車場が

	なく設置したいというものです。場所は、県道市野沢・中興黒木の御所入口交差点信号から北東に約 250m に位置しており、農地区分でいうと周辺は市街地に隣接する市街地化する見込みのある農地であり、第 2 種農地に該当します。申請周辺には、当該目的を達成できる第 3 種農地や非農地はなく、立地基準は問題ありません。また、一般基準の実現性においても資金は自己資金でまかなえ、汚水は排出しないため、周辺農地に影響はありません。 以上 4 件いずれも許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件 1 番から 3 番について、現地調査の報告を私から行います。 案件 1 番から 3 番については、3 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり許可基準を満たしており、やむを得ないものでございます。ご審議よろしく願いいたします。 次に、案件 4 番について、現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号 4 番について、3 月 22 日に農業委員と推進委員、事務局で現地確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 4 番につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」329 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は 329 案件です。 案件 1 番、吉井本郷の田 1 筆 3,887 m²につきまして、三瀬川の方から三瀬川の方に 10 a 当たり 10,000 円で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで新規で貸借をするものです。借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 1 頁から 126 頁までの案件 2 番から 196 番の計 194 件は相対契約による利用権設定、1 頁の案件 1 番及び 127 頁以降の案件 197 番から 330 番の計 135 件は農地中間管理事業による利用権設定です。 なお、議事参与案件は案件 1 番、2 番の 2 件となっています。以上、利用権設定

議 長	に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件 1 番について採決を行います。21 番渡邊実委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長 一 同	それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、案件 2 番について採決を行います。12 番古屋野委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長 一 同	それでは、案件 2 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 2 番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長 一 同	次に、議事参与案件であった案件 1 番、2 番の 2 件を除いた案件 3 番から 329 番まで 327 案件について一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 3 番から 329 番まで 327 案件につきまして、原案のとおり決

事務局	定することにいたします。 次に、「非農地判断」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。 非農地判断について説明いたします。この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難（赤区分）と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。 議案書の10頁から11頁と本日配布した別冊の資料をご覧ください。今月は4案件ございます。 案件1番、和木の畑3筆、田1筆合計4筆。和木の方の所有となります。 案件2番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。 うち案件1番と2番は現地に辿り着けないため航空写真図での確認、案件3番と4番は委員3名以上の現地確認としております。非農地判断につきましては、今後は毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。
議 長	それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件1番から4番について採決を行います。案件1番から4番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 非農地判断について」案件1番から4番を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「令和6年度佐渡市農業委員会事業計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議事関係資料集1頁をご覧ください。令和6年度事業計画につきましては適切な農業委員会活動を確保するために、毎年度策定をして公表しております。本件につきましては、先月の第11回総会の協議事項で皆様にご協議をいただいたものでございます。内容につきましては、前回とほぼ同じとなっております。 令和6年度におきましては、新たに地区別農業委員農地利用最適化推進合同会議を設置するなどにより、農業委員、農地利用最適化推進委員および事務局がチーム農業委員会として、特に遊休農地対策等に取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。
議 長	それでは令和6年度佐渡市農業委員会事業計画について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。令和 6 年度佐渡市農業委員会事業計画について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 令和 6 年度佐渡市農業委員会事業計画について」原案のとおり決定することにいたします。 次に、「令和 6 年度最適化活動の目標設定等について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議事関係資料集 15 頁から 18 頁をご覧ください。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る最適化活動の成果目標と委員等の活動目標日数等は目標の設定と公表が義務付けられており、毎年度ごとに設定しております。本件につきましては、先月の第 11 回総会の協議事項で皆さまに協議していただきましたが、年度末の実績に基づき数値の変更を一部行っております。 なお、設定した目標は、前年度と同様の目標です。最適化活動の目標設定等は、総会でご審議いただき決定後、県農業会議が確認することになっています。4 月 12 日に予定されています業務推進会議においてご確認いただき、内容に修正があれば 4 月の総会においてご報告させていただいたうえで公表、県知事に報告することになりますので、よろしくお願いします。説明は以上です。
議 長	それでは、令和 6 年度最適化活動の目標設定等について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。令和 6 年度最適化活動の目標設定等について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 最適化活動の目標設定等について」原案のとおり決定することにいたします。 次に、「佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案関係資料集 20 頁をご覧ください。現在の農業委員会規則を廃止する規則案、新たに市長が定める規則案を掲載しております。続いて、廃止する現在の農業委員会規則です。そして継続施行します現在の条例を 24 頁に掲載しております。本件につきましても、先月の第 10 回総会の協議事項で皆様に協議していただいたもので、内容は前回とほぼ同じものでございます。

議 長	委員等の皆さまには、農地利用最適化交付金を財源として、均等割りにより年額報酬を支給しておりますが、現在の農業委員会規則の廃止と、新たに市長が定める規則を制定することにより、活動実績割と均等割りの合計額により、令和5年度以降の支給から見直しを行うものです。説明は以上です。 それでは、佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について」原案のとおり決定することにいたします。 それでは次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。はじめに、(1)農地部会協議報告事項、①「遊休農地に関する利用意向調査に基づく農地中間管理機構への通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書は12頁から16頁までです。今月は86件ございます。この通知は、利用状況調査において緑区分及び黄区分と判断された遊休農地について遊休状態の解消方法を確認する利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用することを選択された遊休農地を農地中間管理機構に通知するものです。その中には一部、事務局の現地確認において、荒廃していない農地や再生利用が困難な農地も見受けられたことから、それに該当する農地は除外しています。 また、これで全てではなく、本年度の利用意向調査で所有者が農地中間管理事業の利用を希望している遊休農地の中に、農地中間管理機構へ送付する現地の写真が必要な農地が残っております。今後各委員の皆様に現地写真の撮影をお願いしたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。 今回、農地中間管理機構に通知する86件につきましては、引受の是非について判断が行われることとなりますが、引き受けの是非に関わらず遊休農地を利用する受け手探しを行うこととなります。このため、令和6年度事業計画にも記載しておりますとおり、ホームページや農業委員会だよりに掲載する等、遊休農地に関する

	情報の見える化に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、②「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	申請地は立野と西三川の田4筆合計で4,482㎡、盛土し畑として利用するために行うものです。土質、土量、期間は議案書記載のとおりです。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、③「農地法第18条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第18条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は18頁から29頁までです。今月は22件。うち、案件番号22番は、市農業政策課で作成した法人の新設に伴うまとまった農地中間管理事業の利用権設定で、昨年12月の定例総会で許可決定されたところですが、本年に入り法人との打ち合わせの中で、法人が耕作する予定のない地番が2筆含まれていることを同課で把握したことから、これを削除するために解約するものです。 今月、受け手が不在となる利用調整案件が2件ありますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に④「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。30頁をご覧ください。今月は3月5日審査分で計10件ございます。うち新規が6件、再認定が4件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし) 次に、(2)「農地利用最適化活動の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局	本件につきましては、先月の第 11 回総会の協議事項で、3 月に最適化活動の強化をはじめ、全国農業新聞及び農業者年金の普及推進活動に取り組んでいただいたものです。議事関係資料集 28 頁をご覧ください。委員及び推進委員よりご協力いただき、各地区で取り組みが行われました。 また、農業者年金、全国農業新聞の定期購読確保にも寄与することができました。改めまして、皆さまにお礼を申し上げます。 なお、推進活動期間中、農業者年金加入者の確保及び全国農業新聞の定期購読確保に高く貢献いただきました委員等には、会長等と相談して情報活動協議会より表彰したいと思っております。表彰は、4 月の総会時に行う方向で調整しますので、よろしくお願いします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(3)「令和 5 年度佐渡市農業委員会情報活動協議会会計監査報告」に移ります。監事担当委員より、会計監査報告をお願いします。
8 本間 隆	(本間 隆監事 説明)
議 長	ただいまの報告のとおり、会計監査は「適正」との結果でしたが、収支会計の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、「令和 5 年度佐渡市農業委員会情報活動協議会収支会計」は承認といたします。
議 長	次に、(4)「農業委員会事務局職員等の人事異動に係る専決処理について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(5)「J A 推薦委員からの連絡事項等」に入らせていただきます。 (J A 推薦委員説明)
議 長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)

議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項等が終わりました。次に、(6)「会務報告・会務予定」について事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の「会務報告・会務予定」の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(7)「その他」に移ります。はじめに、①「コンプライアンスの徹底について」事務局の説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	次に、②「雇用就農資金令和6年度第1回募集について」事務局の説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	以上で、日程第3「協議・報告事項」が終わりました。次に、日程第4「事務局職員異動者あいさつ」に移ります。事務局は、異動者の紹介をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	それでは、以上で、日程第4「事務局職員異動者あいさつ」を終了いたします。これをもちまして、本日の議案審議等はすべて終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木隆正会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。
佐々木隆正会長 職務代理者	皆さんお疲れ様です。皆さんも2月、3月とちょっと気が付かれたかもわかりませんが、月がそっくり入れ替わったような感じですよ。2月は天気が良くて、桜の花も咲き始め、あとは梅も満開になると思う。季節が読めなくなってきました。先ほどの会長の挨拶にもありました三寒四温という言葉があります。それこそ、この三寒四温を期待して農作業に取り組んでいきたいと思っております。大変お疲れ様でした。

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 7 番 本間 一寿

署名委員 1 8 番 金切 秀明